

人権大学講座『医療と人権』（講演レジュメ） 担当 大谷 實

I 新しい人権問題の浮上

- (1) 私と医療問題
- (2) 新しい人権問題

II 健康と人権

- (1) 健康権の意義と憲法25条
- (2) 医療事故と医療過誤
- (3) 医療過誤と民事責任
- (4) 医療過誤と刑事責任
- (5) 行政処分

III 医療における自己決定権

- (1) 自己決定権とは
- (2) 個人主義と幸福追求
- (3) 個人主義と自己決定権

IV 医療における自己決定権

- (1) 患者と医師の関係
- (2) 乳腺症事件と舌癌事件
- (3) 説明と同意～インフォームド・コンセント
- (4) 輸血拒否事件と説明義務～エホバの証人

V 先端医療と人権問題

- (1) 先端医療と人権問題
- (2) 生殖補助医療の諸形態
- (3) 体外受精と卵の母・子宮の母

VI 幸福追求と公共の福祉

- (1) 憲法13条と公共の福祉
- (2) 生命倫理と功利主義
- (3) 人間の尊厳と個人の尊重

VII 終わりに

〔資料〕

日本国憲法 13 条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

日本国憲法 25 条

- 「① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する
② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」